

第10期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

第10期摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで（令和8年度分業務）

3. 委託業務

おおむね、下記の業務を行う。なお、計画策定にあたっては、適宜担当者との協議を行い、必要な提案を行うこととする。

（1）第10期計画策定業務

① 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の評価・検証

ア 各取組における現状分析評価・課題の抽出、今後の取組みについての整理・助言を行う。

イ 第9期日常生活圏域ニーズ調査における調査結果と調査対象者のその後の要介護度等を照合し、介護予防施策の効果を検証・助言を行う。

ウ 第10期計画策定に向けての方針等の積極的な提案を行う。

② 将来推計（日常生活圏域単位含む）

ア 総人口及び高齢者人口

イ 被保険者数、認定者数及び事業対象者数

ウ 認知症高齢者数（MCIを含む）

エ 介護人材の需要及び供給見込みの推計

オ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した保険料額の推計

カ 介護サービス・地域支援事業の見込み量の算定、介護保険料算出に関する支援

③ 地域課題の把握・整理

ア 本市の資源及び特性を踏まえ、日常生活圏域について課題の整理と分析・提案

イ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析、地域間比較等による分析・提案

ウ 市が実施したアンケート調査（令和7年度実施分）結果を受けた課題の整理と分析・提案

④ 第10期計画案の策定

- ア 審議会での意見、調査結果、現状分析結果、パブリックコメント等の意見、2040年に向けた長期的なビジョン等を踏まえ、委託者と協議のうえ、第10期計画案を策定。
 - イ 国・府の基本方針、現行計画、市の行政経営戦略、地域福祉計画等の福祉関連計画との整合性を図ること。
 - ウ 計画本文の作成にあたっては、関係者のみならず、市民へ広く周知・啓発を行うものであるという認識を持ち、わかりやすい文章を用いること。
 - エ 計画本文や計画概要版の作成にあたっては、市民や関係者の興味・関心を示せるよう、イラスト・グラフ・図などを用いること。
- ⑤ 審議会（年5回程度）への協力及び参加
- ア 審議会資料の作成
 - イ 審議会への出席
 - ウ 審議会議事録の作成（審議会後10日以内）
 ※会議の回数は進捗状況により増加することも想定しておくこと。
 ※議事録については、話した言葉をそのまま文字起こしするのではなく、要約するなど、わかりやすい文章とすること。
- ⑥ 認知症施策推進計画
 本市の認知症施策を十分に理解し、第10期計画に包含すること。
- ⑦ その他
 計画の作成にあたり、計画推進審議会等において必要と判断された業務

（2）計画書作成業務

計画書の作成及び印刷・製本を行う。部数及び様式は下記のものとする。
 また、計画冊子、計画概要版の電子データ一式を納品するものとする。

- ・ 計画冊子 200 部（表紙：マットコート紙、扉：色上質・中厚口、
 本文：再生上質紙 44.5k、製本：無線綴じ。
 150 ページ程度を予定するが変更があり得る。）
- ・ 計画概要版 500 部（多色刷り。16 ページ程度を予定するが変更があり得る）

4. 注意事項

（1）報告及び協議の義務

委託業務の遂行にあたっては、随時市へ報告し、必要に応じて協議を行うこと。

- (2) 著作権の帰属
本委託業務で作成されたデータや製品に関する一切の著作権については、摂津市に帰属するものとする。
- (3) 製品の品質保証
製品に落丁・乱丁があった場合には、無償で取り替えること。
- (4) 剽窃の禁止
計画書の表現にあたっては、他資料（摂津市発行のものを除く）における表現の剽窃を厳に慎むこと。（他資料には、他市町村における第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を含む）
- (5) 個人情報の取扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切な取り扱いを行うこと。
- (6) その他
 - ・本業務の履行にあたっては、市と綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。
 - ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上で実施するものとする。